

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社キットアライブ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年4月13日	2021年9月30日
新株予約権の数		3個	120個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき 50,000株)	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,000,000円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり 834,000円 (1株当たり 1,668円)
権利行使期間		2019年4月13日から 2029年4月12日まで	2023年10月1日から 2031年9月30日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 2名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

		第4回新株予約権	
発行決議日	2024年8月15日		
新株予約権の数	150個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式	15,000株	(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	99,800円 998円)	
権利行使期間	2026年8月16日から 2034年8月15日まで		
行使の条件	(注) 4		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	150個 15,000株 2名
	社外取締役	—	
	監査役	—	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、役員の辞任により権利を喪失したものを減じた数であります。

(注) 2.

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当社又は当社親会社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の状態にあることを要する。ただし、新株予約権者が上記期間中に当社又は当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社又は当社子会社の従業員を定年退職した場合その他正当な理由がある場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権は当社株式が証券取引所に上場された後、1年経過した場合に限り、行使することができる。ただし、行使する新株予約権の目的たる株式の総数が割当られた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算される株式数は1株の整数倍でなければならない。）を上回らないことを条件とする。
- | | |
|--------------------|------|
| 当社株式の上場日の後1年以降2年まで | 3分の1 |
| 当社株式の上場日の後2年以降3年まで | 3分の2 |
| 当社株式の上場日の後3年経過以降 | 3分の3 |

(注) 3.

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間中、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数の倍でなければならない。）。
 - ① 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数全部について権利を行使することができない。
 - ② 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の1に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
 - ③ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その2分の1に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ④ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の3に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ⑤ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的である株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）について権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 4.

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当会社または当会社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間中、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない）。
 - ① 2026年8月16日から2027年8月15日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の1に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
 - ② 2027年8月16日から2028年8月15日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その2分の1に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ③ 2028年8月16日から2029年8月15日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の3に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ④ 2029年8月16日以降、割当を受けた新株予約権の目的である株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。）について権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

		第2回新株予約権
発行決議日		2021年5月28日
新株予約権の数		28個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 14,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 124,000円 (1株当たり 248円)
権利行使期間		2023年5月29日から 2031年5月28日まで
行使の条件		(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 14,000株 交付者数 9名
	子会社の役員及び使用人	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

(注) 2.

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、新株予約権の割当日から本行使期間の初日の前日までの間継続的に、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間中、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる (ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

① 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数全部について権利を行使することができない。

② 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の1に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

③ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その2分の1に相当する株式数 (ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。) についてのみ権利を行使することができる。

④ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の3年後の応当日から4年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的である株式数のうち、その4分の3に相当する株式数 (ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。) についてのみ権利を行使することができる。

⑤ 当社普通株式の金融商品取引所への上場日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的である株式数の全部 (ただし、既に行使した新株予約権の目的である株式数を控除する。) について権利を行使することができる。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、企業理念、ミッション及びコアバリューを踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。
- (2) 取締役及び使用人は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (3) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
- (4) 取締役及び使用人は、コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにリスク管理委員会に報告するものとする。リスク管理委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については代表取締役社長に報告する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにリスク管理委員会は調査委員会を組織する等して真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。
- (5) コンプライアンス違反等に関する相談窓口を設置する。また、当該窓口への相談等を理由に不当な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。
- (6) 監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
- (3) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定め適切に保存及び管理する。
- (4) 取締役及び監査役は、保存及び管理された文書を自由に閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- (2) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関わるリスクについて把握し、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。情報セキュリティ委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかに調査委員会を組織する等して真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要がある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として部門間会議を毎月1回以上開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
- (2) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。専任者の配置が困難な場合は、1名以上の兼任者を補助使用人として配置するものとする。
- (2) 補助使用人の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項

- (1) 取締役及び使用人は、以下の重要事項が発生した場合は常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。また、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
 - ①重要な機関決定事項
 - ②経営状況のうち重要な事項
 - ③会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ④内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
 - ⑤重大な法令・定款違反
 - ⑥その他、重要事項

- (2) 監査役は、取締役会のほか重要な会議へ出席し、取締役の意思決定の過程及び使用人の業務の執行状況を把握するものとする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。
- (2) 取締役は監査役監査の実効性を高めるため、監査環境の整備に努めるものとする。
- (3) 監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合は公認会計士、弁護士等の外部の専門家を活用する。
- (4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力遮断に関する規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。
- (2) 顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携のもと、迅速に対応できる環境を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は15回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役5名、社外取締役1名の6名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

2. リスク管理及びコンプライアンス管理体制

当社はコンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役及び委員長が必要と認めて参加を要請した者で構成され、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に関して責任を有しております。リスク管理委員会は原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

また、情報セキュリティ管理規程に基づき情報セキュリティ委員会を設置しております。情報セキュリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役及び委員長が必要と認めて参加を要請した者で構成され、情報セキュ

リティポリシーに基づく情報セキュリティの徹底を推進するとともに、全従業員に対し情報セキュリティポリシーを遵守させるための教育・指導・啓蒙や適切な環境の整備等、情報セキュリティポリシーを徹底するために必要な措置を講じております。情報セキュリティ委員会は原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

3. 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を15回開催し、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施し、取締役会への出席や取締役に業務の報告を求めるとともに、代表取締役社長との定期的な会合、各部署の業務状況の把握、財産等の状況の調査、取締役の職務執行の監査を行うことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、内部監査人により、社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて、適正に運営されているかについて監査を行い、内部統制の強化を図っております。監査結果については内部監査人から代表取締役社長に報告するとともに、常勤監査役にも回付しております。報告の結果、改善の必要がある場合には内部監査人とともに、監査対象部署に改善の指示とフォローアップを行っております。さらに、会計監査人や内部監査人と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制の整備を行っております。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	125,820	125,820	125,820	565,972	565,972	817,612	679	818,291
当期変動額								
当期純利益				124,019	124,019	124,019		124,019
株主資本以外の 項目変動額(純額)							2,037	2,037
当期変動額合計	—	—	—	124,019	124,019	124,019	2,037	126,056
当期末残高	125,820	125,820	125,820	689,991	689,991	941,631	2,716	944,347

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～24年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① クラウドソリューション

顧客企業へのSalesforce導入支援や、Salesforceを基盤としたシステム開発サービス及び、Salesforce上で新たなSaaS型製品の構築・販売を考えている企業向けの製品開発支援サービスを提供しております。

上記に係る収益は、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合に、進捗度に応じて行った期間にわたり収益を認識しております。具体的には、見積総原価に対する発生原価の割合をもって売上高を計上しております。ただし、契約期間がごく短い取引については、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

② ライセンス販売

顧客企業にSalesforceのライセンス販売を行っております。Salesforceライセンス販売における二次代理店として、顧客へのライセンス販売のみを行っております。その他、AppExchangeで公開されているアプリケーションや、Salesforce製品開発支援において当社が開発を行った製品等についても販売代理店として顧客企業へライセンス販売を行っております。

上記に係る収益は、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、9年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
進捗度に基づき収益を認識した金額	12,958

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はクラウドソリューション事業の一部の取引について、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて行った期間にわたり収益を認識しております。具体的には、見積総原価に対する発生原価の割合をもって売上高を計上しております。当社は、案件ごとに進捗状況に応じて見積総原価や予定案件期間の見直しを継続的に実施する等適切な原価管理に取り組んでおりますが、その見積総原価や案件の進捗率は見通しに基づき計上しているため、修正される可能性があり、それらの見直しが必要になった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	(繰延税金負債控除前) 15,077

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと慎重に判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積り額の前提とした条件や過程に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ次のとおりであります。

売掛金	105,417千円
契約資産	14,254千円
合計	119,671千円

関係会社との金銭債権・債務

金銭債権	12,553千円
金銭債務	15,467千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	148,453千円
その他	63,202千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,253,000株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	204,500株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	1,947千円
未払費用	12,807千円
その他	322千円
繰延税金資産合計	15,077千円
繰延税金資産の純額	15,077千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.41%から31.31%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等にて運用しており、銀行等金融機関からの借り入れによる調達は行っておりません。また、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づき管理部が月次で資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため注記を省略しております。また、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等及び、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 テラスカイ	被所有 直接 50.50%	システム開発受託 及びSalesforce ライセンスの仕入 役員の兼任	クラウドシステム 開発の受託	148,453	売掛金	12,553
				Salesforce ライセンスの仕入	16,427	前払費用	7,120
						買掛金	106
				クラウドシステム 開発の委託	19,020	買掛金	14,850
				ライセンス 使用料等	9,494	前払費用	7,468
						長期前払費用	1,481

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 一般の取引条件と同様に、市場価値・取引規模等を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
2. 株式会社テラスカイは、当社の株式を追加取得したことにより、2025年10月10日付で同社の属性は、その他の関係会社から親会社に変更となりました。なお、取引金額については、その他の関係会社であった期間も含めて記載しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はクラウドソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
クラウドソリューション	908,858
ライセンス販売	15,774
顧客との契約から生じる収益	924,633
その他の収益	—
外部顧客への売上高	924,633

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	67,846
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	105,417
契約資産（期首残高）	32,049
契約資産（期末残高）	14,254
契約負債（期首残高）	47,940
契約負債（期末残高）	33,699

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

契約負債は主に、保守契約の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	751.50円
(2) 1株当たりの当期純利益	98.98円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。